

## 株式会社神戸製鋼所における法令違反等に関する報告指示について

1. 中部近畿産業保安監督部は、本日、株式会社神戸製鋼所（本社神戸市）に対し、同社発電所への立入検査の結果、法令違反が確認されたことを踏まえ、電気事業法第106条第4項に基づき、別添のとおり、同社が当監督部管内に設置している全火力発電設備の法令遵守状況について、平成18年6月30日までに報告するよう指示しました。
2. 本件に関するこれまでの経緯は以下のとおりです。
  - (1) 神鋼加古川発電所においては、平成17年5月に死亡事故が発生するなど、近年事故が多発。
  - (2) 平成18年4月7日、当監督部は、同社に対し厳重注意を行うと共に、同発電所における事故防止対策の徹底及び保安管理体制の整備を指示。（参考資料1参照）
  - (3) 平成18年4月18日、当監督部近畿支部は、神鋼加古川発電所及び神鋼加古川高炉発電所において、定期安全管理審査が適切に受審されていなかったことが判明したことを受け、早急に同審査を受審するよう指導。
  - (4) 当監督部近畿支部は、平成18年5月15日、16日に神鋼加古川発電所に対して、平成18年5月23日に神鋼灘浜発電所に対して、それぞれ立入検査を実施。  
その結果、既発表の神鋼加古川発電所における法令違反（参考資料2参照）に加え、新たに神鋼灘浜発電所においても、窒素酸化物濃度が2時間にわたり大気汚染防止法に定める排出基準を超過して運転していた事実を確認。  
電気事業法の技術基準において、排出基準に適合しなければならないこととされています。
  - (5) これらを受けて、当監督部は、本日同社に対し、平成18年4月7日の指示に加え、当監督部管内に同社が設置している全火力発電設備（兵庫県内5発電所、三重県内1発電所）の法令遵守状況について、調査し、報告するよう指示したものを。
3. 当監督部としましては、今後、同社からの報告を受けた上で、引き続き、事実関係を精査し、厳正に対処していく所存であります。

## (問い合わせ先)

中部近畿産業保安監督部 電力安全課

担当：広永、広瀬

電話：052-951-2817（直通）

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

担当：八島、友利

電話：06-6966-6047（直通）

別添

平成 18・05・25 中近産保第 15 号

平成 1 8 年 5 月 2 6 日

株式会社神戸製鋼所

取締役社長 犬伏 泰夫 殿

中部近畿産業保安監督部長 吉田 盛厚

貴社火力発電所における法令違反等に関する報告徴収について

中部近畿産業保安監督部は、平成 1 8 年 4 月 7 日に貴社に対し、「神鋼加古川発電所における保安確保について」(平成 18・04・05 産保近第 5 号)を発出し、6 月 3 0 日までに報告するよう指示しているところです。

こうした状況の下、当監督部近畿支部は、5 月 1 5 日、1 6 日に貴社神鋼加古川発電所、5 月 2 3 日に貴社神鋼灘浜発電所に対して立入検査を実施したところ、データ改ざんなど両発電所において電気事業法に基づく法令違反が確認されました。このようなことは、電力自主保安に対する国民の信頼を崩すものであり、誠に遺憾であります。

法令違反が確認されたことを受け、平成 1 8 年 4 月 7 日の調査指示に加え、貴社に対し、電気事業法第 1 0 6 条第 4 項に基づき、中部近畿産業保安監督部管内に貴社が設置している全火力発電設備(付随するばい煙発生施設を含む)に関して、別紙に基づき、法令遵守状況について、平成 1 8 年 6 月 3 0 日までに報告するよう指示します。

なお、報告について不足がある場合は追加的に報告を求めることがあります。

## 1. 調査範囲

### (1) 対象施設

貴社が中部近畿産業保安監督部管内に設置する全ての火力発電所(付随するばい煙発生施設を含む)

### (2) 調査期間

記録保存義務を有している過去5年間

## 2. 調査報告事項

次に示す事項について、調査報告を行うこと。

なお、本調査の過程において、電気事業法に基づく法令遵守等状況について新たな問題が発覚した場合は、その事実関係に関する調査を行うこと。

### (1) 電気関係報告規則第3条第2項(以下「報告規則」という。)に基づく事故報告の実施状況に関する次の事項

火力発電設備における事故等、設備異常等による非常停止事象の発生状況に対する報告規則に基づく事故報告の実施状況

報告規則に定める事故であるにも関わらず、報告規則に基づく報告がされなかったものがあれば、これらに関する以下の事項

- ・ 記録及び補修等措置状況
- ・ 社内記録記載事項と事実との整合性等

### (2) 電気事業法第55条に基づく定期事業者検査及び定期安全管理審査の実施状況に関する次の事項

火力発電設備に対する電気事業法第55条に基づく定期事業者検査の実施状況及び法定記録の作成、保存状況

上記検査の実施状況に対する電気事業法第55条に基づく定期安全管理審査の受審状況

### (3) 電気事業法の技術基準において適合しなければならないこととされている大気汚染防

止法のばい煙排出基準（以下「排出基準」という。）を超過した運転等に関する次の事項に関する調査

排出基準超過運転に関する実態調査

排出ばい煙濃度計測に係る不適切行為及び不適切行為期間中のばい煙の排出状況に関する実態調査

(4) 上記(1)から(3)の調査において法令遵守の観点で問題が発見された場合の原因究明及び再発防止対策

発見された事案に対する背景及び原因究明

これらに関する根本原因分析

貴社の経営における法令遵守に対する取り組み状況を踏まえた再発防止対策

平成18・04・05産保近第 5号

平成 1 8 年 4 月 7 日

株式会社神戸製鋼所

取締役社長 犬伏 泰夫 殿

中部近畿産業保安監督部長

吉 田 盛 厚

神鋼加古川発電所における保安確保について

貴社神鋼加古川発電所において、平成16年度4月以降、計13件の事故が発生したことを受け、平成18年3月2日及び3日にわたり立入検査を実施しました。

同発電所では、立入検査後も1件、事故が発生しており、平成16年度、平成17年度の2年間で計14件の事故が発生しています。

本年3月に実施した立入検査の結果、記録及び保安規程に定める細則等、保安管理体制が不十分であることが確認されましたので、事故の再発防止策の徹底、規程類の全面見直し等保安管理体制の整備を確実に実施するとともに、電気事業法第106条第4項に基づきその結果を平成18年6月30日までに報告することを求めます。



## 株式会社神戸製鋼所の自家発電設備に対する立入検査結果について

平成 18 年 5 月 22 日

中部近畿産業保安監督部近畿支部

株式会社神戸製鋼所において、昨年 5 月加古川製鉄所自家発電設備で死亡事故が発生し、その後も事故が続いたことを踏まえ、中部近畿産業保安監督部近畿支部では本年 4 月 7 日に文書による嚴重注意を行い、事故再発防止対策の徹底及び保安管理体制の整備を指示しました。

これを受けて、株式会社神戸製鋼所において過去 5 年間にさかのぼり、安全関係法令の遵守状況を再点検したところ、5 月 11 日に神鋼加古川発電所（加古川製鉄所内に設置）において、法令違反が見つかったとして当支部あて報告がありました。

当支部においては、事実関係を確認するため、5 月 15 日及び 16 日にかけて神鋼加古川発電所に対して、電気事業法第 107 条第 3 項に基づく立入検査を実施しましたので、その結果を別紙のとおりお知らせします。

なお、神鋼加古川発電所及び神鋼加古川高炉発電所（加古川製鉄所内に設置）について、定期事業者検査終了後、速やかに定期安全管理審査を申請していなかったものが計 5 件あった旨の報告を 4 月 18 日に受けており、それらについては、現在、当支部及び登録審査機関において審査中であります。

また、5 月 18 日に同社から、神鋼灘浜発電所（神戸製鉄所内に設置）においても法令違反があったとして、当支部に報告がありました。このため、当支部としましては、近日中に神鋼灘浜発電所に対し立入検査を実施するなどして、事実関係を把握した上で厳正に対処していく所存であります。

（お問い合わせ先）

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

担当者：八島課長、友利補佐

電話：06 - 6966 - 6047(直通)

F A X：06 - 6966 - 6092



別紙

## 神鋼加古川発電所に対する立入検査結果の概要

立入検査を行った結果、以下の問題点を確認しました。

ボイラー蒸発管等の損傷による蒸気漏れ事故等主要電気工作物の損壊事故の際、行わなければならない電気関係報告規則第3条第2項に基づく事故報告が少なくとも10件行われてないことが判明。

上記事故による停止理由に関して、電気事業法施行規則第94条の4に基づく定期事業者検査記録の備考欄に電力調整により停止等として、事実と異なる内容を記載していたことが判明。

ばい煙に関して、窒素酸化物で延べ11回<sup>(注)</sup>、硫黄酸化物で延べ22回、大気汚染防止法に基づく排出基準（電気事業法の技術基準では、大気汚染防止法の排出基準を適用）を超過して運転していたことが判明。また、測定を行っていない期間のうち、延べ約600時間弱について、硫黄酸化物が排出基準を超過している疑いを確認。

(注) 排出濃度等は1時間平均値で評価するため、1時間毎に1回と計数